

久御山町環境審議会について

1 審議会の設置

久御山町環境基本条例第 21 条の規定に基づき、環境審議会を設置する。

- 審議会の開催回数：令和 5 年度 6 回予定
委嘱書交付、環境基本計画策定、大規模開発事業等
- 設置：令和 5 年 4 月 1 日

2 審議会の所掌事務等

環境審議会の所掌事務等は次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

環境審議会での諮問事項として、環境基本計画の策定や改定に際して審議会に諮問を行うほか、環境の保全等に関する基本的事項に関して諮問、審議等を行う。

本日予定している環境基本計画策定についての諮問や、前述の環境の保全等に関する基本的事項として想定するのは、「太陽光発電等の再生可能エネルギーの大規模設置に関する規制要綱・条例」や「動物の火葬場等の設置に関する規制要綱・条例」などの制定検討時や、町が実施する大規模開発を伴う事業等(みなくるタウン整備事業等)の内容が本町における環境の保全等に影響を与えないか、環境基本計画の内容と整合しているかといった場合も審議を行うことが考えられる。

3 令和 5 年度スケジュール (予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会 の開催	● 第 1 回 25 日		● 第 2 回 中旬	● 第 3 回 下旬		● 第 4 回		● 第 5 回				● 第 6 回

- ・ 第 1 回：計画についての諮問
- 第 2 回：計画骨子案について
- 第 3 回：答申
- 第 4 回：計画策定及び取組施策やプロモーション事業について
- 第 5 回：みなくるタウン整備等のまちづくり施策について
- 第 6 回：計画の進捗状況について
- ・ 計画策定委員会での協議内容を環境審議会ですぐ報告を行います。